

令和元年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年6月5日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	政策調整部政策監 (市民病院整備担当)	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 報告第 1 号から報告第 3 号まで

(平成 30 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
他 2 件)

報告

第 4 議第 50 号から議第 66 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (平成 30 年度野洲市一
般会計補正予算 (第 15 号)) 他 16 件)

提案理由説明

第 5 平成 31 年第 2 回定例会提出、議第 23 号

(野洲市都市計画税条例)

総務常任委員会委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

市長提出議案

報告第 1 号 平成 30 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 平成 30 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 3 号 平成 30 年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書について

議第 50 号 専決処分につき承認を求めることについて

(平成 30 年度野洲市一般会計補正予算 (第 15 号))

議第 51 号 専決処分につき承認を求めることについて

(平成 30 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予
算 (第 1 号))

議第 52 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市税条例の一部を改正する条例)

議第 53 号 専決処分につき承認を求めることについて

(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議第 54 号 専決処分につき承認を求めることについて

(平成 31 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号))

- 議第 5 5 号 専決処分につき承認を求めることについて
(平成 3 1 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 議第 5 6 号 専決処分につき承認を求めることについて
(野洲市介護保険条例の一部を改正する条例)
- 議第 5 7 号 令和元年度野洲市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 5 8 号 令和元年度野洲市病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 5 9 号 「篠原駅前」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- 議第 6 0 号 野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例
- 議第 6 1 号 野洲市印鑑条例の一部を改正する条例
- 議第 6 2 号 野洲市税条例等の一部を改正する条例
- 議第 6 3 号 野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 6 4 号 野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例及び野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 議第 6 5 号 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 6 6 号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長 (橋 俊明君) (午前 9 時 0 0 分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年第 3 回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、18 人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおり

であります。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第3番、長谷川崇朗議員、第5番、坂口重良議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月28日までの24日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月28日までの24日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(橋 俊明君) 日程第3、報告第1号から報告第3号まで、平成30年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして他2件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席をいただき誠にありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたします議案等につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項として、平成30年度一般会計、水道事業会計及び病院事業会計の繰越計算書の3件を報告いたします。

また、議案といたしまして、専決処分につき承認を求めること7件、補正予算2件、条例の制定・改正7件、人事案件1件の合計17件を提案いたしますので、ご審議、ご採決をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、報告第1号平成30年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

平成31年第2回定例会における一般会計補正予算（第14号）で、それぞれ繰越明許費として議決いただきました民生費の「湖南地域重症心身障害者通所施設整備事業負担金」他12件の事業について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告します。

次に、報告第2号平成30年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、田中山低区配水池改修工事と、それに伴う監理業務委託において、当初、配水池水槽内部塗装の乾燥養生期間は1カ月程度としていましたが、冬期であることや安全性を考慮して、さらに1カ月程度の乾燥養生期間を確保したことから、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行することとし、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告をいたします。

なお、本事業は、既に今年度に入ってから完了をしております。

次に、報告第3号平成30年度野洲市病院事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、野洲市民病院整備実施設計業務委託において、平面計画・仕様の再検証、スタッフ配置計画との整合等の結果に基づく平面計画の変更や構造・設備計画との整合作業に不測の日数を要したことから、当該業務に密接に関連する事業費とあわせ、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行することとし、同条第3項の規定に基づき繰越計算書において報告をいたします。

以上、報告を終わります。

（日程第4）

○議長（橋 俊明君） 日程第4、議第50号から議第66号まで、専決処分につき承認を求めることについて、平成30年度野洲市一般会計補正予算（第15号）他16件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（瀬川俊英君） 皆さん、おはようございます。

それでは、朗読いたします。

議第50号専決処分につき承認を求めることについて、平成30年度野洲市一般会計補正予算（第15号）、他、専決処分6件、議第57号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第3号）、他、補正予算1件、議第59号「篠原駅前」地区計画の区域内における建築物の制

限に関する条例、他、条例制定改廃6件、議第66号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、議案のご説明を申し上げます。

議第50号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成30年度一般会計補正予算（第15号）については、歳入歳出総額にそれぞれ3,151万6,000円を追加しました。

主な補正の内容は、歳入では、地方譲与税や各種県税交付金、地方交付税等の額の確定に伴う精査や、採択基準に満たなかったことによる担い手確保・経営支援事業補助金の減額、休日急病診療所の運営にかかる湖南広域行政組合負担金の過年度精算に伴う返還金の追加、繰越金の増額などであります。

また、歳出につきましては、公共施設整備基金への積立金の追加、担い手確保・経営支援事業補助金の減額などであります。

議第51号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成30年度地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出総額にそれぞれ46万1,000円を追加しました。

補正の内容は、歳入では、野洲病院への貸付金の返還が遅れることにより延滞利息を追加計上すると共に、歳出では、延滞利息の一般会計への繰出金を追加計上しました。

議第52号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容は、ふるさと納税制度の見直しや、個人市民税、軽自動車税に関する法律の改正に合わせて所要の改正を行います。

なお、本条例は、ふるさと納税制度の見直しに伴う改正は令和元年6月1日から、その他の改正は平成31年4月1日から施行します。

議第53号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容は、高所得者層の負担増と中所得者層の負担軽減を図るもので、政令の改正に合わせて所要の改正を行います。

なお、本条例は、平成31年4月1日から施行します。

議第54号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成31年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出総額にそれぞれ2億5,688万円を追加しました。

主な補正の内容は、歳入では、プレミアム付商品券販売事業に伴う事業費補助として国庫支出金、販売収入として諸収入を追加し、また、消費税率改定に伴う介護保険料の低所得者保険料軽減負担金として、国庫支出金、県支出金を追加しました。

歳出では、プレミアム付商品券にかかる費用として事務費や販売店への補助金などを追加し、また、介護保険料負担軽減に要する費用として介護保険事業特別会計への繰出金を追加しました。

議第55号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成31年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）については、低所得者保険料の負担軽減を拡充することに伴い、歳入の第1号被保険者保険料を1,475万2,000円減額し、一般会計からの繰入金と同額増額補正します。

議第56号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

介護保険料については、消費税による公費を投入した低所得者の負担軽減が平成27年度から行われていますが、令和元年10月に実施予定の消費税率を引き上げる財源を用いて、軽減の拡充を行うことを定めた政令が、平成31年3月29日に公布されたことから、介護保険条例において当該拡充相当の保険料を引き下げる改正を行います。

なお、本条例は令和元年5月1日から施行し、令和元年度分の保険料から適用します。

議第57号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算それぞれに3,118万3,000円を増額します。

歳出の内容は、総務費のコミュニティ活動推進事業費において、まちづくり基本条例見

直しにあたり専門家の意見を聞くため、委員等報酬を増額する他、民生費の児童対策推進事業費では、保育無償化に伴うシステム改修委託料を、臨時・特別給付金給付事業費では、消費税率の改正に伴う未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を、衛生費の地域医療体制整備補助事業費では、野洲病院へ派遣している医師4名に対する医師確保対策助成金を、予防接種事業費では、高齢者肺炎球菌定期接種対象者拡大の継続に伴う予防接種委託料を、教育費の教育振興事業費では、いじめ問題に対する委員会の立ち上げに伴う委員等報酬などを追加します。

これに対する歳入は、国庫支出金、諸収入及び収支の財源調整として繰越金を追加計上いたします。

議第58号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

予算第3条の収益的支出における支出科目の組み替え及び予算第4条の資本的収入における財源更正をいたします。

また、予算第5条における野洲市民病院整備工事に関して、建築資材費及び労務費の上昇等により債務負担限度額を増額し、さらに、予算第6条において社会資本整備総合交付金の内示に伴う財源更正を行ったことにより、起債限度額を増額します。

支出の内容は、7月1日の市立野洲病院の開院までに準備が必要な薬品や診療材料について、御上会野洲病院が事前に調達、保管を行うための開院準備負担金を材料費から同額を組み替え計上いたします。

なお、7月1日、市立野洲病院開院にあたって、医療法人社団御上会野洲病院との事業譲渡契約につきましては、特別委員会で概要をご説明しましたとおり、去る5月29日付で締結し、現在、事務を進めているところです。当該契約は、法律上は議会の議決を要する案件ではありませんが、本市が旧町時代から有していた巨額な債権の放棄に関わる事項が含まれており、本市の将来にわたる施策の推進において極めて重要な案件であること、また、先般の特別委員会等におきまして、議員からも議会の関与を提案されたことから、今議会の最終日に議会の承認を要する契約行為とするための条例提案を行い、それをお認めいただいた上で、本契約承認の採決を求める議案を提案する予定をしておりますので、事前をお願いを申し上げます。

議第59号「篠原駅前」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、「篠原駅前」地区計画の区域内において、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、良好な環境の街区を形成するため、地区計画の区域内における建築物についての制限を定めるものです。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第60号野洲市情報公開条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、不正競争防止法等の一部を改正する法律に係る工業標準化法の一部改正に伴い、条例で引用する文言を改正します。

なお、本条例は、令和元年7月1日から施行します。

議第61号野洲市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、印鑑登録証明書等を交付する市民サービス端末機を令和元年9月30日で廃止するため、磁気を付した印鑑登録カードの交付停止や、市民サービス端末機による印鑑登録証明書の交付申請に係る内容を削除するなど、必要な改正を行います。

なお、本条例は、令和元年10月1日から施行します。

議第62号野洲市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行います。

主な内容は、個人市民税の非課税措置や軽自動車税の臨時的軽減措置に関するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行いたしますが、個人市民税の申告に関するものは令和2年1月1日から、軽自動車税の臨時的軽減措置に関するものは令和元年10月1日から、個人市民税の非課税に関するものは令和3年1月1日から、軽自動車税の臨時的軽減措置の一部は令和3年4月1日から施行いたします。

議第63号野洲市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、災害援護資金の貸付利率について、3%を上限に市町村の裁量で設定ができるようになったこと、保証人を付すか否かの判断についても市町村に委ねられたこと等を踏まえ、貸付利率の引き下げ、保証人要件の追加、その他文言の整理など所要の改正を行います。

なお、規則で定める貸付利率については、市中金利の動向に鑑み、当面は、1%で設定を考えております。

また、保証人につきましては、市民に関しては必要ないという制度となっております。

本条例は、公布の日から施行し、法改正に合わせ、本年4月1日以後の災害から適用します。

議第64号野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例及び野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、本年7月1日の市立病院の開院時に事業管理者を設置し、病院長が当該事業管理者を兼ねることを予定していましたが、当初の想定より病院の経営及び病院事業に関する課題と負担が依然として大きいことから、当面事業管理者の権限を市長が引き続き行うことで事業の円滑な移行及び運営の安定化を図るため、所要の改正を行います。

主な内容は、野洲市病院事業管理者の給与等に関する条例の施行日を令和2年4月1日とし、野洲市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例中、事業管理者を置くとする規定に係る施行日を令和2年4月1日とします。

なお、本条例は、公布の日から施行します。

議第65号野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、本年7月1日の市立病院の開院に向けて所要の改正を行います。

主な内容は、医師確保及び看護師確保の観点から保育手当を追加します。

なお、本条例は、令和元年7月1日から施行します。

議第66号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

地方税法第404条第1項は、固定資産を適正に評価し、市長が行う評価の決定を補助するため、固定資産評価員を設置すると規定しています。

この趣旨は、固定資産の課税客体である土地家屋及び償却資産の量は膨大であり、その評価を適正に行うために、高度の専門知識を有した者を選任し、市長の行う評価決定を補助させることが必要なためであり、固定資産税の課税決定主管課であります本市税務課長を固定資産評価員として選任しています。

4月1日付人事異動に伴い、前任の山本和彦にかわり北村達夫を選任いたしたく、同法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、提案の説明といたします。

(日程第5)

○議長（橋 俊明君） 日程第5、平成31年第2回定例会提出、議第23号野洲市都市計画税条例を議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

平成31年3月22日の本会議におきまして、継続審査になっていました議第23号野洲市都市計画税条例を審査するため、4月23日に総務常任委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議会事務局から、本税条例案について第2回定例会では、本条例の施行に関連する予算を含む平成31年度一般会計予算が可決成立しているが、執行部から条例の可決前のデータベース整備といった予算の執行を示唆する方針が示され、市議会3月29日に文書によりこの方針の撤回を申し入れ、その後、4月2日付で予算執行を条例可決後まで保留すること、現行条例ではデータベース整備について条例どおりの実施が困難である旨の回答を受理したと経過報告がありました。

その後、執行部より追加資料に基づき説明がありました。

市が今後一層の発展、安全、潤いのある都市づくりに向け、定住化や企業立地促進のための市街化区域の計画的な拡大、あるいは防災機能の強化を図っていくためには、道路や都市公園の整備、市街地の排水対策など計画的な都市基盤整備が必要であると共に、本来、都市計画税を財源とすべき都市計画事業に一般財源を投入している現状を是正し、近隣他市のように福祉や教育分野などに充当できる一般財源を確保することが課題となっている。また、災害に対する安全・安心の確保、公園緑地などゆとりのある都市空間の整備、安全で潤いのある住環境の整備といった都市像の実現が可能。また、都市計画税の導入によって生み出される一般財源で対応できるその他の事業案として、例えば子育て支援として、市民の要望も高い福祉医療費助成の拡大においては、近隣他市に追従できる財政力が確保できる他、保育・幼児教育の無償化への対応などが想定される。高齢者支援では例えばコミュニティバスの拡充などが、教育では特別支援教育やスクール・ソーシャル・ワーカーの充実などが想定される。

次に、都市計画税に関する今後の市民への情報発信は、例えば6月2日に開催が予定されている「やすまる広場井戸端トーク」において、都市計画税に関するパネル展示、市民と市長の意見交換を予定している。

2021年度を初年度とする第2次総合計画や都市計画マスタープランの策定過程においても、懇談会を開催し、計画策定の透明性を確保し、都市計画税を活用した今後の市全体のまちづくりや都市基盤の方向性、あるいは地域ごとの基盤整備の方策や将来の姿などを示していく予定である。

境界域の課税対象物件は、筆ごとに現場や法務局等の確認作業が必要となることから、データベースの整備作業に多くの時間を要する状況となり、平成33年度からの課税となる見込みであるとの報告を受けました。

委員より、「第2次野洲市総合計画の策定過程、2021年を初年度とするというのは、21年度からの策定ではないですね。策定はその前では」との質問がありました。

当局より、「総合計画及び都市計画マスタープランについては、今年度と来年度2カ年をかけて策定をする予定をしている」と答弁がありました。

委員より、「都市計画税の理念自体には何ら反対ではないが、他市では合併とかの契機をもって導入をされているが、本市では導入のタイミングが難しいという中で、市民により理解を求めるためにということで、私は継続ということに賛成した。誰でも負担は軽くサービスは厚いということは求めるが、負担を求めるためには、より一層PRの発信をお願いしたい」と発言があり、市長から、「やはりまちづくりのビジョンを出して財源を確保していくという、これも力強くやっていかななくてはだめなので、いつまでも、いつの時期かとかいう議論はもう随分過ぎていると私は思っている。やることは最大限やれて、かなり世論形成はできていると、私は実感をしている」と答弁がありました。

委員から、「スケジュールの説明だが、短縮とか、業務を委託する業者によってスケジュールが変わることはないか」との質問に対して、当局から、「1年間は最低でも必要だと思っている」との答弁がありました。

市長から、「議案をお認めいただくのであれば、あと施行時期はこちらで改正をと。篠原の地域計画の地域も入り、幾つかの条例改正はしないといけないので、あわせて今の原案を、施行時期はいずれにしても来年になっているので、施行期間も含めて議案は提案をさせていただくつもりで、9月議会で十分だと考えている。極端に言えば12月議会でもよいが、市民の皆さんへの不安を与えとかいうものを回避すれば、6月である必要はないので、9月議会に改正の議案を出させていただいたらと思っている」との答弁がありました。

委員より、「とりあえず今の原案は、言ったらある意味、不完全な、中身としては合わな

いものだと思うが、それを6月は出すということか。継続のままにしておくということか」との質問がありました。

これに対して、委員間において、継続審査ではなく可決後に行政が修正していくことを確認し、市長から補足説明がありました。「来年の4月を前提にしている議案だが、実際は物理的にできない。手続上はまずは可決いただいたら問題はない。中身としては実際、実現できないとは言っているが、制度上は全く問題がないので、来年の1月までにこの条例を決めていただいたら。ただ、実施するためには9カ月要するので、9月に条例改正をやらせてもらったら、何の制度上の問題も生じないと思う」との答弁がありました。

委員より、「子育て支援の中で、学童保育の運営事業などということであるが、具体的にはどのようなことを考えておられるのか」との質問に対し、市長より、「北野が想定以上に増えているので北野も建て替えないとだめだが、土地がないので、どこか近隣の田んぼを買えば、幼稚園の駐車場も含めて、今、内々で検討しているが、かなりの財源が要る」との答弁がありました。

次に委員間討議を行いました。

委員より、「総合計画とかまちづくりビジョンとリンクさせて、33年というのが、課税するという節目ではないかと思うが、どうか」と発言があり、委員より、「市民からもいま一度、再考をお願いしたいという請願も出てきたが、猶予というようなことで平成33年というようなことならば、私はその間にしっかり市民にそういう広報、PRをしてもらって、導入に持っていくという提案であり、それで結構である」との発言がありました。

委員より、「基本的に所得のない人に税金をかけていくという、その根本が基本的にだめだと思っている。だから、消費税も同様。この固定資産税及び都市計画税というのものも、所得に関係なく課税をしていくという、その基本の根本的な部分で私は反対をする」との発言がありました。

委員より、「国全体でも社会的弱者に対する対応施策というのがいろいろな意見で酌み取られていて、実際、都市計画税増税になるが、大津から全てJR沿線の自治体で導入されており、そこででも低所得者、社会的弱者はおられる。やっぱり取るものは均等に取って、補助するところは補助するというのは、議会の中で検討していくべきである」との発言がありました。

委員より、「例えば北欧みたいに所得税と消費税、生活必需品以外の物品税みたいな消費税、高い消費税を取ってできたらいいが、国の仕組みが今そうじゃない。だから市として、

取った後還元していくというか、再配分を弱い立場の人にもいくようにやっていけば、それは税として悪くはないのではないかと思う」との発言がありました。

委員より、「新税の導入ということについては、当然、市民もシビアに考えておられると思う。新税導入で市民がどれだけその満足度を感じられるかということ。生活困窮とか所得の少ない方とか、そういった方の支援や救済とかは、個別に考えていくべきことである」との発言がありました。

市長より、「来年実施は難しいので1年延ばさせていただいて、篠原も入れて、9月議会に、6月議会の議決を踏まえた上で責任を持って施行日を平成33年ということで改正案を出させていただく」との発言がありました。

採決の結果、全員賛成で可決されました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議第23号野洲市都市計画税条例の審査結果の報告といたします。

（「議長、動議」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時34分 休憩）

（午前9時40分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

少し協議内容を要しますので、暫時休憩を再度させていただいて、詳細に確認をさせていただきたいと思います。

○14番（野並享子君） ちょっと待って。動議が出たら、動議を取り上げるのかどうかという採決をしてもらおう。動議を取り上げるかどうかの採決をとってください。

○議長（橋 俊明君） それでは、第3番、長谷川議員、登壇して発言をして下さい。

○17番（荒川泰宏君） これは内容の前に、動議の賛成者の同意を諮らんなあかんのと違うか。

○議長（橋 俊明君） 発言した後で確認をします。

○18番（立入三千男君） 動議の要旨と賛成者を募らんなあかんやん。誰も単独で動議を出したらあかんで。同調者、賛成者がおらな。

○17番（荒川泰宏君） その後に、説明や。

○議長（橋 俊明君） 説明して下さい。

○3番（長谷川崇朗君） 議長の許可を受けましたので、発言させていただきます。

総務常任委員会の委員長報告に対する動議、平成31年第2回野洲市議会定例会に、市より野洲市都市計画税条例が提出された。しかし、再考を求めた請願書が市民から提出され、同条例の付託を受けた総務常任委員会で継続審議となった。継続審査の大きな理由は、市民に対する周知不足であったと理解している。その後、4月23日、第1回継続審査が総務常任委員会で開催された。同委員会には、ただいま野並委員長の報告にもあったように、山仲市長も出席、市の説明があった。委員長は、質疑、委員間討議に進み、委員長、副委員長は、委員からの意見も出尽くしたと判断、採決、全員賛成で可決してしまった。

しかし、この総務常任委員会の継続審査には次のような不備があると考えます。

1、施行日が変わることは、もともとはシステム上のことかもしれないが、最終的には委員会の明確な意思であったはずなのに、日にちに関する修正がされていない。

2、採決した議案は原案のとおりであり、市長の口頭での答弁を受けただけで、修正も附帯決議もされていない。

3、市民への周知は市民からの請願であったわけだが、一度も行われておらず、市民に寄り添った委員会の進行ではなかった。

以上の理由から、総務常任委員会の継続審査は十分審査をしたとは言えず、また、施行日を修正しないままの採決は市民に報告すべき施行日と異なる。このまま進めれば、この瑕疵を市議会が認めたことになる。同じ間違いをしてはいけない。しかるに、委員会の不備は市議会の全体責任と捉え、一旦廃案にすることを動議する。

ここで、決議した議案の説明を続けてよろしいですか。

○14番（野並享子君） それを取り上げるかどうか、採決します。

○3番（長谷川崇朗君） じゃ、議案説明はその後ということで、よろしく願いいたします。

○議長（橋 俊明君） ただいま、第3番、長谷川議員より総務常任委員会の委員長報告に対する動議が提出されました。

動議の成立には、会議規則第16条の規定により、動議提出者の他に1人以上の賛成が必要でございます。ただいまの動議に対しまして、賛成者の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（橋 俊明君） 手を下げて下さい。所定の賛成者がおられますので、ただいまの動議は成立いたしました。

総務常任委員会の委員長報告に対する動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに

議題として審議することについての採決をします。この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題として審議することに賛成の方の起立を求めます。

○17番（荒川泰宏君） ちょっと待った。討論があるのと違うか。とばしたら、あかんやん。

○議長（橋 俊明君） 議題とする日程を確認された後に、動議に対する説明を行います。

それでは、採決に行きます。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とし審議することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。起立少数であります。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題として審議することは否決されました。

これより総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午前 9時47分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

暫時休憩します。

（午前10時20分 休憩）

（午前10時26分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長谷川議員、ここで説明をお願いします。動議の説明を。動議の提案のね。

○3番（長谷川崇朗君） 長谷川です。

議長の発言の許可を得ましたので、ここで今回の議事進行の修正を求める動議について説明したいと思います。

動議というのは、議員に認められた権利であります。動議は本来ならば、国会ですね、国会の、例えば衆参議院などの中には、1人でも成立し得る、提出し得るものとされていて、しかし、野洲市議会においては、混乱、意味のない動議などをどんどん出されること

により、議会が荒れないことを目的に、賛成者1人を要するということが要件としてされております。1人の賛成者を要するといっているのは、議事妨害を防止する意味を持つわけであり、今回はそれに該当しません。動議というものは、その議案、提出される議案決議が実質的に意味を持つ間になされることを要するというふうにされております。ですので、今回、議長の方が議事進行上、日程の採決を理由に過半数を要求して、動議を行わないというような運用は、議事進行上、問題があり、議員の権利を阻害するものであると考えます。よって、議事進行の修正を求め、動議いたします。

補足いたします。これは今、再三休憩中に行われている議員間の討議の中で、議員必携というものを根拠にして、議事日程の採決ということをおっしゃっておられるんですが、同じ議員必携にはこのように書かれております。動議と日程の関係。動議を議題とするにあたっては、議事日程の追加手続を要するものと要しないものがある。議事手続に関する動議と議題に直接関係する動議は議事日程の変更を要しない。今回の件は明らかにこれだと思います。これ以外の独立した動議は日程の追加を要するので、議長は動議が提出され所定の賛成者があれば日程の追加を諮り、ついで議題に供して、説明、質疑、討論、表決の順序で議事を進めることになると書かれております。今回の件は明らかに議事手続に関する動議ということになりますので、直接関係しますので、日程の手続変更を要しないものと解釈することができると考えております。

以上、説明とします。

○議長（橋 俊明君） ただいま、第3番、長谷川議員より動議の提案をされました。これにつきましては、あくまでも廃案を動議されていますので、この中身につきましては、既に議員必携で確認したとおりでございますので、今回、動議として認める要件を満たしておりませんので、先ほど諮ったとおりでございますので。

○3番（長谷川崇朗君） 関連はあるじゃないですか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前10時31分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今回の動議に関しまして、関東の関係機関の方に1から問い合わせをさせていただきました。今回、廃案というような動議は、やはり冒頭から受理すべきものではないという判断が、指導がいただきました。そうしたことから、今回、この動議については受理するこ

とはできませんので、そういった形で、一部私の判断が不適當でございましたので、ご迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。そういうことで、ご了解を賜りたい。こういう形でございますので、こういう形でご理解を賜りたいと思います。

それでは、引き続き、これより総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

○3番（長谷川崇朗君） この動議が取り上げられない理由というのは、先ほど行われた議事日程における採決ではないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） そもそも議事日程の内容よりも、本来は。
暫時休憩します。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時24分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、総務常任委員会委員長の報告に対する。

暫時休憩します。

（午前11時24分 休憩）

（午前11時31分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長谷川議員より動議の取り下げが出ましたので、それを認めます。

これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午前11時31分 休憩）

（午前11時41分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

私たち議員、議会は、いつの定例会においても市から提出される条例を、内容及び施行日を含めて、賛成、反対を常に決めています。提出された議案には何が書いてあるのか、施行日はいつか、それは議員としての基礎の基礎であると考えています。それが今回の委員会ではどうでしょうか。市から説明を受けた、また市民にご説明している施行日は令和

3年4月。しかし、今回、委員会で議決された施行日は令和2年4月。正確には、原案、議第23号にはこう書いてあります。附則1として、この条例は公布の日から施行し、平成32年度分の都市計画税から適用すると。

そこで、以下の項目につき、議第23号野洲市都市計画税条例継続審査における報告に対する質疑を行います。

質疑は、野並委員長、副委員長に問います。

質疑1、施行日という概念をお二人はどう考えておられるのか、それぞれにお伺いいたします。

質疑2、議決された議案の施行日と認識している施行日を副委員長に問います。

質疑3、請願に再考を託した市民の願い、周知についての実績を委員会は執行部に問いただしていただいたのか、委員長に問います。

質疑4、委員会として、どんな継続審査、特にどんな審査をされたか、具体的に委員長に問います。

質疑5、施行日が違う議案を修正せずに行った理由を伺います。また、修正する必要を認識していたか、していなかったかをお二人に伺います。

質疑6、修正するべきだったと委員長は認めておられますが、副委員長の考えをお伺いいたします。

質疑7、議決する前の手続に瑕疵があったと認めている以上、その間違っただけの条例が公布されることについての認識を伺います。

質疑8、市民の思いに沿った委員会であったか、伺います。

質疑9、今回の総務常任委員会の議決は審議が足りなかったと思うか、伺います。

最後、質疑10、間違いは認め、一旦廃案とするのが筋だと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（橋 俊明君） 野並委員長。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

突然の質疑ですので、どこまでお答えできるかわかりませんが、お答えさせていただきます。

第1点目の施行日という概念をどう考えているのかということに対しまして、修正、その後にもかかってくるんですけども、原案での修正動議、日にちを変えるということを検

討せんならんというふうに思って、質疑の中で私はそういうふうに発言しているんですけども。ただ、当局から、日にちだけではないと。篠原のあそこも入れていくとかというふうな修正をしなければならないというふうな発言がありました。そこまで委員会として修正することはできない。日にちの修正ぐらいはできても、そこまで入れるというふうなことはできないということで、その後、市長が、手続の問題だから、後、6月ではなく9月に修正をしますと、それも入れてというふうな話がありまして、そういう認識をいたしました。

2つ目の、だから、議決された議案の施行日と、この問題に対しても今、お答えしたとおりの内容です。

3点目の市民の願い、周知について、実績を委員会は執行部に問いただしたかということに関しましては、周知のことについては、先ほども私は報告をした、委員間討議の中で委員から出た発言を言ったと思うんですけども、PRもされるとか、議案、いろんな形でビジョン等も市民と議論もして、今後、やっていくというような発言があったかと思うんですけども、そういう報告をしたと思うんですけども、そういうふうな委員さんの、当局の中の説明の中で、委員さんの発言がありました。具体的に問いただすというふうなものではありませんでしたが、委員の質疑の中からはした内容であります。

質疑の4番目に対して、継続審査、特にどんな審査をされたのか、具体的にということ、先ほどかなり具体的に、私は委員会での質疑の内容をお答えしたとおりでございますので、もう一度読んでいただければというふうに思います。

5点目、修正をせずに行った理由というのも、先ほど1点目にお答えしたとおりでございます。

次の6点目の、修正すべきだったと認めているがというところですが、採決をしてから、全員協議会の中で、この部分では瑕疵があるということを言われて、そのときに、私も、ああ、そうだったのかという、その審議しているときには瑕疵があるというふうには認識しておりませんでした。委員会ときには認識はしておりませんでした。後で市長が、9月に修正をするならばそれでいいのではないかというふうな認識でしたから、考えはそういうことです。

質疑の7点目の間違っただけの条例が公布されるという、だから、この審査するときには、瑕疵があるということは認識していませんでしたので、条例が公布されるということに対しては、それはもう委員会の中で採決をいたしましたので、採決というのは非常に重たいも

のがあるということを認識いたしました。

8点目の市民の思いに沿った委員会であったかということに関しまして、それは何人かの方が請願も出されているからとか、そういうふうな発言はありましたので、皆さんの思いというのは持ちながらの発言で、そして議論がされたというふうに思っております。

9点目の審議が足りなかったかということに対しましては、いろいろ皆さんから出されて、他に質疑ございませんかという形で、私も皆さんに聞きました。異議なしという内容でしたので、委員間討論にも移りました。委員間討論のときにも、他にございませんかということをお諮りいたしました。ということですので、足りなかったというのではなくて、委員が納得したというのか、もうそれ以上ないというふうなものではなかったかというふうに思います。

10点目のところの、間違いを認め、一旦廃案にするのが筋というふうなことでございますが、私は基本的に、瑕疵があったということで、条例であるならば委員会で審議をするという、その審議をする前に拒否をする、これは条例として審議に値しないということで、委員会として拒否をするというぐらいのことをすればよかったかなと、今になって思うことであります。しかし、もう審議をしました。結論も出ました。というのが現在の状況ではないかと思えます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 今回、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑でございますので、副委員長に対する質問は認められないということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○18番（立入三千男君） 委員長は委員会の報告をしてもうてんねんで。

○議長（橋 俊明君） それは念のために関東の方にも確認をさせていただきました。

○18番（立入三千男君） それやったら、委員が答えられへんやないか。

○議長（橋 俊明君） 総務常任委員会委員長の報告に対する質疑と。

北村議員、他に質問はございませんか。2点目。

○16番（北村五十鈴君） 委員会、野並委員長が代表して報告をしていただいたので、副委員長に聞くこともできると思いますし、他の委員の方が答えることもできると思いますし、以前からそれは何度も行われてきましたので、答えられないときは違う方が答えても、現実、おられましたので、今の議長の進め方には間違いがあると思います。

それでは、幾つかもう一度お伺いいたします。

質疑1に私が書かせていただきましたのは、施行日という概念をお聞きしました。施行日という概念のことです。私が調べましたら、条例には公布の日というのと施行日というのが書かれております。そのままを辞書で引きますと、施行日から実行できる日とあります。ですので、施行日という概念をどうお持ちだったのかをもう一度お聞きいたします。

質疑3です。請願にもあったと思うんですけれども、周知が足りない、もう少し丁寧に説明してほしいというのが、請願の大きな内容だったと思うんです。ですので、委員会としては、執行部が出席しておられるのですから、請願にあったように、請願は議会を通っているものですし、執行部の方にどんな周知をしていただきましたかと。前でしたら、コミセンで何度か説明会を開いていただいていたので、それからの請願を受けてのことですので、例えば、どこどこの、特に請願が出された自治会に委員会で説明していただいているような内容を、こんなことに使おうと思っているんですよとか、そういう具体的な周知をしていただいたのかということを知っていたかということを知っております。

それが続いて質疑4になるんですけれども、執行部からの報告を聞くだけではなく、実際、継続審査というのは、審査、研究しなくてはいけないので、自らが動いてどんな研究をしていただいたのか、どんな審査を委員会はされたのか。聞くだけではなく、動いていただいた内容をお伺いいたします。

質疑7になります。今、委員長は、委員会は重たいと言われました。委員会の採決は重たいと、私もそう思います。だからこそ、慎重にしなければならなかったのではないのでしょうか。その慎重さについてお伺いいたします。

質疑10、今の野並委員長の答えは本当に正解であったと思っておりますが、今この段階で、継続審査の報告を受けているのであって、私が説明不足もあったと思うんですけれども、委員会で採決されたこの条例に関して、この議案に関しては、委員会が間違った議案を採決してしまったのをシンプルに認め、その議案で、今この本会議場で同じ間違いをすることは筋が通らないと思うんですけれども、その見解をお聞きしたいと思っております。

戻りますけれども、副委員長にも答えをお願いします。

○議長（橋 俊明君） 野並委員長。

○14番（野並享子君） 1点目の施行日に対する概念、これは、施行日はその日にちからというのが概念であります。以上です。

3点目の、周知について、それを執行部に問いただしたかというところら辺では、委員長報告で言いましたように、そういうふうな形での質問というのはありませんでした。

4点目の、審査までに委員会として動いたか。動いておりません。

最後のところで、慎重な審議が足りなかったとは思っておりません。慎重に審議をいたしました。間違いを認めということですが、一旦廃案ということは、これはもうできません。委員会として一旦採決をしましたので、それが瑕疵があった、間違ったとかということと言われても、それは委員会として、もう一遍差し戻すことも、委員会としてできません。議長から、もう一遍審査し直せというふうなことになるれば、委員会として審査をすることはできますけども、審査をし、可決をしましたので、これ以上のところはもうできません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 副委員長に対する質疑は、先ほど申し上げたとおりでございます。

北村議員、3回目の質問はございますか。

先ほど、念のために、関係機関にも問い合わせをさせていただきました。その結論は、今申し上げたとおりでございます。

○16番（北村五十鈴君） 関係機関は、野洲市議会の考え方ですか。

○議長（橋 俊明君） いや、念のために、手続上、瑕疵があるとだめでございますので、関係機関に問い合わせをさせていただきました。

○16番（北村五十鈴君） 今後もそういうことですか。次の場合も。

○議長（橋 俊明君） そうですね。私が議長をする間は、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、大事なところですので、2つだけお答え願いたいと思います。

一番大事なところは、請願を出された市民の思いだと思っております。市民がどんな思いで請願を出され、そこにも書いてあったように、都市計画税反対とは書いてありませんでした。私も都市計画税反対とは言っておりません。時期が悪いとか、もう少し丁寧にお知らせしていただきたいとか、納得した上で、施行日も含め、しっかりした、先ほども委員長の報告にあったように、執行部の方は9月でも11月でもいいとおっしゃっておられました。ですので、今回のことに関して執行部のミスはないと思いますし、9月でもよかったのなら、そこで聞いておられて、11月でもよかったのなら、一番最初の質疑1にあるように、施行日は実行できる日です。実行できる日が書いてあるものを議決するという

こと自体、先ほど、野並さんは実行できる日というふうにお答えいただきましたのに、実行できる日が違う日であった、そんな議案を採決されたのは、本当に単純なミスかもしれないとは思いますが、施行日という概念を最後にもう一度お聞きしたいのと、市民の方に対する、質疑3、請願で市民の思いが今回の委員会に伝わっていない。ましてや、今ご本人が言われたように、何も動いていない。執行部にも、もしかして問い合わせただいたら、執行部もそれなら説明に行っていたかもしれない。そういう予断を残しながら採決をとられました。その間違いを認めということは、何度もいうように、ここでまだ継続審査は継続審査のままです。ですから、その常任委員会の採決は間違っていたということを認めるのが筋だと思うんですけども、その件に関してお答えをお願いします。

○議長（橋 俊明君） 野並委員長。

○14番（野並享子君） 一番最初の答弁のときに、施行日に対して、概念としては施行日が実施の日と、それが概念です。その概念に対して、やはり施行日を委員の中で修正をしていこうというふうな、当初の口述書にも書いていましたし、そういう部分は思っておりました。しかし、先ほども言いましたように、篠原の駅前まで入れていくとか、そういうふうなところまでは委員会でやることはできないし、そこまで含めて、当局が修正をしていきますということをおっしゃっています。市長自らがおっしゃっておりましたので、委員会の中では、それを是というふうにしました。しましたというのか、採決がそうになりました。市長のその部分に対して、秋に、9月議会には、次の33年にというふうな答弁でありましたので、それを委員会の中では是というふうなことになりました。ですから、委員会の中で、間違ったというふうな、そんな認識はありませんでした。そんな間違っただけというふうな形で採決し、可決したのではありません。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 12時を回っておりますけども、このまま会議を続行します。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私の質問は、先ほど北村議員が発言された内容とかぶりますが、あえて私の方から発言をさせていただきます。

私は1つだけ、今回の継続審議になったいきさつについてお聞きいたします。

継続審議になった大きな理由といたしまして、ここにありますように、市民の方、約1,600名の方から請願書名をしていただきました。これが議員間の中で非常に重たいもの

として受けとめ、継続審議をしなければならないということから、継続審議に移ったはず
です。その内容をもとにして、先般で行われました総務常任委員会での結論を出すときに、
どれだけこの市民の皆さんが署名されたことに対する思い、これが議論されたのか、委員
長の方から報告をお願いするということだけです。よろしくお願いします。

○議長（橋 俊明君） 野並委員長。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

先ほどの北村議員にも答弁をさせていただきました。1,400名、1,500名の皆
さんの一筆一筆というのは、重みとして、みんな委員として持っております。ですから、
質疑の中でもそういったことが出されてまいりました。おっしゃいました。皆さん、たく
さんの人々に対して、やはりきちっとしたPRやらまちづくりビジョンとかそういったも
のを示して、納得してもらわなければだめというふうな、そういうふうな話の中にはあり
ました。なかったというのではなく、皆さんの中にはございました。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員、よろしいですね。

○13番（工藤義明君） はい。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。これをもって質疑
を終結いたします。

次、平成31年第2回定例会提出、議第23号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後0時11分 休憩）

（午後0時28分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

当局に通告書が提出されましたので、発言を許します。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

議第23号野洲市都市計画税条例案について反対討論をいたします。

まず、1点目に、この条例案は平成31年2月定例議会に提案され、これを審議した市
議会は、市民約1,600名の方から提出された、拙速である、市民の理解が得られてい

ないとして、都市計画税の再考を求める請願が提出され、請願は圧倒的多数で採択され、条例案は閉会中の継続審議となりました。

これを受け、去る4月23日、総務常任委員会が開催され、議案は全員賛成で採決すべきものとして可決しました。その理由は、先ほどの委員長報告にありましたように、条例の施行が令和3年4月となることにより、それまでに市民への理解と周知が可能であるというものです。しかし、請願の趣旨は、市民の理解、周知のないまま条例制定、議決は認められないというものです。しかし、総務常任委員会はこれに反し、議会自身も市民の意向や意見を聞くことなく、市長や市当局の説明だけで審議を行い、何の担保がないまま議決しています。同時に問題なのが、総務常任委員会の審議と可決もさることながら、本来なら2月議会で市議会が継続を求める請願を採択し議案が継続審議になった時点で、令和2年4月施行が不可能になったものであり、条例の内容に整合性がない、瑕疵があるものとなった時点で、市長自身が議案の撤回をすべきものであったと思います。

条例反対の2点目といたしまして、そもそも地方自治体が新税を創設することは、市民生活に大きな影響を与えるだけに、極めて重いもので、慎重に慎重を重ね審議を行うことは当然です。言うまでもなく、都市計画税は市街化区域及び一部の調整区域内にある都市計画区域に課税されるものですが、税率0.2%でも3.5億円もの大增税となります。それだけに今、市民の暮らしがこんなに大変なとき、所得に関係なく課税されることについて、課税市民の階層や暮らしの実態や影響が十分検討されなければなりません。ところが、これについては市の調査もしてない。実態もつかんでいないということです。例えば、近江富士団地の皆さんからは、現実、近江富士団地は高齢者が多く、年金世帯が多い。そこに住んでいるというだけで、新たに税金が必要なのは不安ですと切実な声が寄せられています。これは決して近江富士団地の皆さんだけでなく、市街化区域全体の皆さんの声だと思います。これは都市計画税そのものが、所得の低い人、世帯にも課税されるためであります。

反対の3点目の理由は、そもそも市は都市計画税導入により、都市基盤整備を進めることができるかと主張しますが、これこそ都市基盤整備は市政全体、市民全体の課題ではないのでしょうか。これを特定の市民だけに課税することは、二重、三重の誤りで許されません。

この点について、もう少し詳しく反対理由を述べたいと思います。

1点目に、そもそも市街化区域は都市基盤サービスを受けている。また、資産価値が高

いという理由で、調整区域により、既に高い固定資産税を払っています。あえて受益を受けているというのなら、既にそれに見合う税を負担しているのではないのでしょうか。にも関わらず、新たに都市計画税を課税することは、まさに税の二重取りであり、この税制度の矛盾であります。

2点目に、都市計画税は目的税という名目で税徴収されますが、しかし、同じく目的税の国民健康保険税とは違い、都市計画税は特定財源でなく、一般財源です。ご承知のように、国保税は国民健康保険会計で受け入れます。ですから、国保税は国保運営にしか使えない特定財源です。仮に国保税が余ったといえども、他の財源として使用はできません。国保税を引き下げるか、基金として積み立てられるかに限られています。しかし、都市計画税は目的税ではありますが、特定財源でないために、税収は一般財源となります。つまり、使途に制限がない歳入です。このことは市長自身が説明していますように、都市計画税の導入により、子どもの医療費無料化拡大、子育て支援、高齢者支援、特別支援教育の充実ができるとしています。つまり、都市計画税は都市基盤整備財源と共に、市民全体の一般財源であります。であるならば、市民全体の受益に関わることなのに、これを特定の市民に負担させることは、民主的行政運営及び公平な財源、税制度に著しく反しています。あってはならないことです。

以上が主な反対理由であります。税制度そのものに問題があり、なおかつ、市民の理解、同意のないままの税導入は許されないものでありまして、市民を置き去りにした本条例案は撤回すべき議案であり、同時に、市議会としても採決を強行すべきではない議案であることを申し添え、反対討論とします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己でございます。

議題となっております都市計画税条例に対して、賛成の立場から討論をいたします。

まず、先ほどの質疑において、そしてまた、直前の工藤議員の反対討論において指摘のあった点に対する反論から申し述べたいと思います。

瑕疵、条例案に瑕疵がある、あるいは総務常任委員会の審議や、あるいは採決、手続に間違いがあったというふうなご指摘がございましたが、瑕疵という言葉は辞書で引きましても、今回の条例案に該当するような瑕疵は、私が見る限り、見当たらない。この条例案に瑕疵があるというのは、その言い分自体が言い過ぎといえますか、強弁し過ぎではない

かと私は考えております。したがって、総務常任委員会の間違いというのもあり得ないというふうに考えております。また、私ども新政会が会派研修において、この都市計画税の件を含め、国に対して説明を求め、見聞を広めてきたところでございます。そうした見聞、我々自身で勉強させていただいた意見等をまとめて、広報もさせていただいたところでございます。

さて、今日本を覆う、当然野洲市を含めて、この日本を覆う一番大きな問題、課題は人口減少でございます。幸いにも、まだ野洲市においては人口減少の局面に入っておりませんが、いずれこの野洲市も人口が減ってまいります。そして、特に若年人口が減り、高齢人口が増えていくというふうな、非常に大きな問題がもう目前に迫っております。私は今回の一般質問でも触れる予定ですが、この人口減少、少子高齢化という問題を抜きにした行政施策というのは誤りであって、これをまず第一に、この問題を考えて、施策立案、検討しないといけないというふうに考えております。その点で考えましたときに、この都市計画税条例は非常に有効であるというふうに考えております。また、現在の野洲市の財政の状況を考えますと、過去何度か都市計画税条例を導入というふうな議論がありながら見送られてきたことによって、全ての都市計画事業、土地区画整理事業等が一般財源から捻出をされております。それで回っているなら、新税、つまり増税をする必要もないのですけれども、今野洲市の現状を見ますと、非常に無理をしている現状があります。予算の総額をもって、この使い方というふうな説明も先般お聞きしましたが、実際に行政が野洲の市政で使える財源というのは非常に限られており、その中で非常に大きな資金が必要になる土地区画整理事業、都市計画事業等を一般財源から捻出していることにより、その事業も中途半端になり、あるいは一般財源として当然すべき事業も中途半端になっているというのが現状であります。

したがって、この都市計画税条例を導入し、今後の安心、安全のため、あるいは先ほど工藤議員からもご指摘があった、高齢者、ご高齢の皆様の福祉のため、あるいは将来を見据えた教育のため等々に、この都市計画税条例導入によって、一般財源に余裕ができるわけでありますので、これらも実施できるということになるかと考えております。

また、工藤議員からは先ほど、目的税といいながら一般財源なんだというふうなご指摘がありました。ちょっと見えなと思います。これは守山市のホームページから引いた資料であります。野洲市でも年度末に、税収がどれだけあって、どういうふうに使いましたという報告がなされておりますが、都市計画税条例を導入している守山市では、都市計

画税充当事業という項目を設けて、その明細を記載されております。この内容は、先ほど申し上げました、国の説明でも、こうした説明をきちんとしていくことが重要というふうなご説明もありました。したがって、何に対しても使えるというふうないいかげんなものではないということをつけ加えておきたいというふうに思います。

公平や平等ということは非常に重要にしなければならないことではあります、一方で、そこには大きく主観に左右されるというふうなものもございます。我々議員といたしましては、総合的な観点から、あるいは長期的な観点から、この税条例が必要であるか否かを検討して判断すべきであるということを申し添えて、私の賛成討論といたします。

○議長（橋 俊明君） 第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。

反対の立場で討論の方をさせていただきたいと思います。

今ここで反対の討論をするんですが、2つの方向性で討論させていただきたいと思いません。

最初にまず申し上げたいことは、都市計画税に賛成とか反対とかという以前の問題があるということです。総務常任委員会が可決した実施日に不備のある、先ほど東郷議員の方は不備、瑕疵はないとおっしゃいましたが、私はこれは明らかにあると考えております。不備、瑕疵のある野洲市都市計画税条例、実施日に関して不備、瑕疵がある野洲市都市計画税条例原案を一旦否決していただきたいということです。この件に関し、総務常任委員会のミス認める声も全員協議会で聞かれましたし、また、たった今の質疑でも野並委員長の方から聞かれました。でも、総務常任委員会、正副議長に訂正や行動をお願いしても、真剣に議論いただけましたが、可決済みということで有効な手続を見出せませんでした。条例は大変に重いです。ここに誤った日付で原案を採決し、通すことは非常に問題があると、本職は考えております。市長が委員会で発言されたことが軽いとは言いません。口頭で言われたこと、約束、それは軽いとは言いませんが、条例で可決され、明文化され、市民に公示されることとでは、重みが全く違うと本職は考えております。もし本条例が可決して公示される時、そこに掲示される文章には、委員会の思いである令和3年ではなく、令和2年の施行で書かれているということになります。これは非常におかしい。仮に実施日が条例に間に合う、そういうような手段が出てくれば、重要視されるのは議会が採決し可決した条例だという方がいれば、それは法律で支持されますし、法的拘束力があるということになります。この異なる日付のままの条例を何とかしていただきたい。今言ってい

るのは都市計画税の賛否ということではないのです。手続が、条例の文章が間違っているので、そこは最低限直してから採決しましょうというお願いをしております。この1点においてであれば、多くの議員の共感を得られると本職は信じております。どうか議員各位、委員会の間違いをそのままにせず、適切な条例の審査、修正力を発揮できる議会として、議員各位の本件への否決をよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2点の方向ということですが、私の信念、原案に対して反対ということをお話したいと思います。

野洲市都市計画税条例に反対する討論を行います。

この都市計画税というものはどういう税金なのかということをお改めて考えてみました。市街化区域とそれに準ずる土地で見ると、13%の地域の人に課税されるわけですが、市街地に土地を持つわずかな人に課される税金ではありません。野洲市の場合、約7割の世帯が該当していて、世帯が負担するものなのです。わずかな人ではなく、その7割の世帯の人が対象と考えることが十分できます。影響は大変大きい。目的税だから、都市計画に基づいて使われていくということになっています。しかし、野洲市の財源に対する入出金で見ると、目的税とはいえ、今まで一般財源でやってきたことを振り替えることになります。それで余剰として浮いたお金がどこに行くのかということをお、振り替えではないところ、事業として膨らみつつあるところで見ると、病院事業の膨らみつつあるところにお金が行くように見えると思います。お金に色は付けられません。お金の動きだけを見れば、それは後になって、連続で見えていくと、そういうことになるとも言えるわけです。病院事業、前回の会議のときに、7億円という金額、もともとは貸すということになっていたはずなのに、融資、つまり返ってこない、あげるということに振り替えたことは本職にとって非常に衝撃的なことでした。国や県や市が行っていく事業は、目的税があろうがなかろうが、福祉発展のため、優先順位、バランスをお考えやっけていくものです。その目的税がなければ、やらないということにはなりません。何が重要なのか、何を重点的に、優先的にやっけていくのか、バランスをお考えて採配していくものだというふうにお理解してあります。そうは言ひましても、これを目的税として捉えるとするならば、この都市計画税の恩恵を受けるのは、市街化の課税対象者の市民だけではありません。野洲市の発展によって税収を得て、それにより野洲市の住みやすさや発展を見込んでいくので、恩恵を受けるのは全員が対象になると本職は考えてあります。なぜ市街化地域やそれに準ずる地域だけが負担をしていかねばならないのでしょうか。そもそも完成した市街地に住んでいる住民には、

この新税による恩恵は大きくはない、ほぼないというケースもあると思います。今、野洲市は年間230億円という予算で、さまざまな事業を行っております。これは起債等がありますので、それが全て野洲市の采配で決まっていけない部分もあるかとは思いますが、税金を納める市民から見れば、230億という予算で、出どころはさておき、野洲市はそれで事業を行っているということなのです。今回の増税で増える税金は3億円程度と見込まれております。そもそも今ある予算230億で、優先順位、バランスを考え、効率のよい使い方をしていくのが第一であり、2億円から3億円の増税で、それがどうこうなるとは本職は思いません。税金が足りないなら増やして対応していくという考えなのではないでしょうか。増税で事業を維持したり、増やしたりするのが本当に市民の望みなのではないでしょうか。行政、市長、そして市議がしっかりと仕事をして、優先順位、バランス、効率をしっかりと見極め、今ある税収を野洲市の発展のために効率的に使っていく、まずはこれが求められることであり、求めているのは増税ではありません。他市が導入しているから野洲市が遅れをとるという見解もあると思います。それも今言ったように、増税収入が小さなものとは言いませんけども、まずは今ある予算の使い方をしっかりと見直し、考えていくことが重要であって、それによって発展を目指せるのであり、増税がないから差を生むとは本職は思いません。野洲市は他市よりも税金が安いまちではないですか。それが魅力でいいと思うんです。野洲市に住みたいと思う人が増えるように市政を行っていき、人口が増えることはいいことです。新たな市街化地域をつくり、市街地にどんどん新たな人が住んで、税金を納める人口が増える。まずはそれによる税収アップを目指しましょう。そういう優先順位、そういうバランスで、今ある税金を使っていきましょう。今いる、今野洲市に住んでいただいている、野洲市を愛していただいている住民の方々に対する増税で税収を増やし、それで魅力をアップして市民を増やそうというスパイラルではいけないと思います。それだと、また増税しないといけない、そういう理屈になってしまう日が来るのではないかと思います。その考え方は破綻していると私は思います。

以上、原案に対して反対の討論とします。

○議長（橋 俊明君） 第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

それでは、都市計画税条例に賛成するということから討論を始めさせていただきます。

私は、野洲は住みやすくいいまちだと思っています。そして、まだまだこの野洲のまちに住みたいという人はいる。そして、企業も建物を建てるなどして、どんどん投資をし

て来ています。そういった中で、今の現状を思うと、やはりそれだけの受け皿を今度はつくっていく必要があると思います。その中で、今ある市街化地域をしっかりと開発していくように促していくことももちろんなんですけど、これからの場所を新たに開発していくこと、そして今の課題を解決していくこと、これも本当に必要なことだと思っています。

また、私は都市計画とこの税は、ある意味で、セットで導入されるべきものだと考えています。市街化区域は地代も上がりますし、この税も課税されるということですけども、その理由はやっぱり市街化調整区域というのが反対側にあるというふうに思っております。調整区域はとても厳しい土地利用の制限があります。その制限をかける以上はやはり市街化区域をしっかりと土地の利活用、流動性、そういったものを促して開発していく、そういうものとセットになっているものだと考えます。

また、北村議員から先ほど、副委員長で答弁をしてほしいということもありましたので言いますけれども、請願につきましても、基本的に請願の文章を読んでいただけたらわかるように、賛成であるというスタンスで始まっております。私もそれをそのように受け取っております。そして、その中で、やはり導入時期が余りにも拙速であるということや、具体的なイメージができないといったことが書かれておりました。そういった中で、今回、委員会でももんだことによって、継続審査をしたことで、実質1年間、施行時期が延びるという、この結果が出たというふうに思っております。その中で、やはり住民、市民の方々も、公的なところからこういうまちづくりをしてくれるとか、与えられるものではなくて、今後、まちづくりビジョン、地域のまちづくりの計画を、大きな計画を立てていくにあたって、やはりそこにしっかりと参加していただいて、自分たちでそうした条例の裏付けのもとに、そのお金をどのように使っていくのが、自分たちのまちをよくしていくのにかというような、そんな議論も含めて、みんなで決めていく、そういったまちづくりがよいのではないかと私は思っております。

最後に、この条例ですけれども、野洲市が開発、安全性、そういった面でしっかり成熟して、これ以上投資するところがないというような状況になったときには、それは都市計画をまた改めて、本条例の必要性も議論していく、そういう方向になると思いますので、そういった意味で、私は今回、この時期に、この本条例を可決するということに賛成いたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 第16番、北村五十鈴議員。

○ 16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

議第23号野洲市都市計画税条例に対しての継続審議になった総務常任委員長の報告に対しての反対討論を、私が反対の立場として討論いたします。

議第23号野洲市都市計画税条例は、市民から議会に請願も提出され、可決し、議案自体も継続審議になりました。ここではっきりしておきたいのは、今、私は都市計画税導入の賛成、反対を討論していません。論点はそこではなく、あくまでも議決の手にミスがあったのではないかといいるところです。ですので、先ほどのように、条例案に瑕疵があったとは言っておりません。議決に対する手に瑕疵があったのではないかと申し述べております。総務常任委員会は、先ほども述べました附則に書かれてある令和2年4月、その原案を議決しておられます。それが不備で、間違いであると私は思います。総務常任委員会の委員の皆様は、可決された条例で間違いはないのでしょうか。違いますよね。だから、まず、この施行日を修正してから議決しなくてはならなかったのです。どうしてそんなことになってしまったのでしょうか。委員長が強行するわけもなく、副委員長もどうして委員長に助言してあげなかったのか。他の委員の皆様もどうして指摘しなかったのか。口述書にもしっかり書いてあったとお聞きいたします。そう思うと、本当に単純な手順のミスではなかったのか。実際、今は委員長も認めておられます。だから、シンプルに不備を認め、原案のままの議決をこの場で質疑、討論すること自体、間違っていて、委員会と同じ原案のままの議決をこの場で絶対、野洲市議会に行ってはならないと考えております。施行日は公布の日よりとある以上、現在、保留になっているシステム上の改修は、あと二十日もすれば市は実行できるようになります。その結果、スムーズに改修が進み、整えば、条例どおり、令和2年4月から適用できます。それに、今回に関しては、市の不備は一切なかったと認めなければなりません。いえいえ、9月議会で市長は改正すると言ったから、だとしても、今回の議決は民間でいうところの市と議会との契約書と同じで、委員会は契約書に実印を押してしまっているのです。また、請願の副産物なんて、それこそ現状では絵に描いた餅です。市がどんな理由で改正しなかったのか。どうしてそんなに急ぐのか。本当に令和3年4月から適用するのか。その答えは今の議会では問題ではなく、市民に張り出される条例の施行日は令和2年4月であることが問題だと素直に受けとめ、今後ずっと徴収される市民の皆様は、新税導入をご理解いただくのなら、私たち議会も誠実に議会に臨まないと、議決に臨まないと、市民から信託は受けられないし、反対にしこりの残った後味の悪い都市計画税導入となり、後々まで悔やまれます。

そこで、長谷川議員の動議文のように、委員会の不備は野洲市議会全体の責任と捉え、一旦とめ、9月に提出される正確な都市計画税条例を審議、議決するべきです。このまま、何度も言いますが、市長は9月でもいいとおっしゃっておられます。このまま野洲市議会として間違った条例を通していくことは間違いです。もっと間違いだと思います。

最後に、率直な意見になりますが、こんなにごたごたしなくても、頑固に拒否されなくても、普通にしっかりした記載のある条例を議決すればいいのではないのでしょうか。どんな理由があっても、文字に表現されない議案を架空の議案に議決することは間違いだと私は思います。何度も言いますが、条例案に瑕疵はないと思います。瑕疵があるのは議決に対する手続であるということを重ねて申し述べて、反対討論とします。

○議長（橋 俊明君） 第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議題となっております議第23号野洲市都市計画税条例原案に対して反対討論をします。

2月定例会で提出された都市計画税条例案は、市民1,600人から都市計画税の再考を求める請願が提出され、議会でも拙速で市民の理解が得られないとして、継続審議となっていたにも関わらず、多くの市民に何ら説明もないまま可決されてしまいました。市民からは、継続審議となっていたのに十分な審議は行われたのかと批判の声が上がっています。今回、総務常任委員会で可決された条例案では、都市計画税の課税は来年4月からとなっており、システム変更などの整備が間に合わないため、課税が実施されるのは再来年4月とのことで、市は6月議会で可決されれば、9月の定例市議会で、再来年4月からの条例改正案を提出するとしていますが、日本共産党野洲市議団は、都市計画税は市街化区域に住んでおられる方は調整区域に住んでおられる方より既に高い固定資産税を払っておられることから、税金の二重取りであり、不公平税制であるとして反対の立場を明確にしています。

市は本来、都市計画税を財源とすべき都市計画事業に一般財源を投入しているから、福祉や教育分野に充当できる財源確保が課題だといいますが、そもそも都市計画税という目的税と他の施策をごっちゃにして、論点のすり替えをすることは許されません。都市計画税を導入していない豊郷町では、子どもの医療費も高校卒業まで無料化が拡大されています。一方、都市計画税を導入している守山市では、駅前にマンションが林立しましたがけれども、保育園の待機児童は県内ワーストとなっており、必ずしも都市計画税を導入すれば住みよいまちになるとは言えないのではないのでしょうか。少子高齢化と所得格差が広がる

中で、年金暮らしや非正規雇用で働く低所得者からも税金を二重取りしようとする都市計画税を導入するべきではありません。税とは、安心できる社会をつくるためのものであり、そもそも税で生活が立ちいかなくなるなどのはあってはなりません。税は資本家や所得の高い人に払ってもらふ応能負担が原則であり、不公平税制である都市計画税の導入は市民の理解が得られないことから、市として撤回することを求めます。以上のことから、本条例に対し反対討論といたします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 以上で通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

これより平成31年第2回定例会提出議案、議第23号野洲市都市計画税条例について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。平成31年第2回定例会提出、議第23号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。起立多数であります。よって、平成31年第2回定例会提出、議第23号は委員長の報告のとおり、可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月6日から6月13日までの8日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、明6月6日から6月13日までの8日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る6月14日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、討論、採決、委員会付託及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。（午後1時09分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年6月5日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 長谷川 崇 朗

署 名 議 員 坂 口 重 良